

(別 紙)

食品衛生法に基づく添加物の表示等について（新旧対照表）

改正後（新）	改正前（旧）
食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１１３号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第３７２号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の一部が改正されたところである。 これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成８年５月２３日付け衛化第５６号厚生省生活衛生局長通知。以下「旧通知」という。）を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。 なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。	食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成２２年厚生労働省令第１１３号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成２２年厚生労働省告示第３７２号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和２３年厚生省令第２３号。以下「規則」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和３４年厚生省告示第３７０号）の一部が改正されたところである。 これに伴い、「食品衛生法に基づく添加物の表示等について」（平成８年５月２３日付け衛化第５６号厚生省生活衛生局長通知。以下「旧通知」という。）を別添のとおり変更し、新たに通知を発出するものである。 なお、本通知の制定に伴い、旧通知は廃止する。
記	記
1 制度の概要	1 制度の概要
(1) 食品に係る表示について	(1) 食品に係る表示について
ア 食品衛生法第１９条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成２３年内閣府令第４５号。以下「府令」という。）第１条第１項に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨（以下「物質名」という。）を表示するものであること。	ア 食品衛生法第１９条第１項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（以下「府令」という。）第１条第１項に掲げる食品に含まれる添加物については、栄養強化の目的で使用した添加物、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、すべて当該添加物を含む旨（以下「物質名」という。）を表示するものであること。
イ～キ （略）	イ～キ （略）
(2) （略）	(2) （略）
2 運用上の留意事項	2 運用上の留意事項
(1) 食品に係る表示について	(1) 食品に係る表示について
① 物質名表示関係	① 物質名表示関係
ア、イ （略）	ア、イ （略）
ウ 既存添加物名簿（平成８年厚生省告示第120号。以下「名簿」という。）に掲げる添加物（以下「既存添加物」という。）の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添１に掲げる品名（細分類の品名を含む。以下同じ。）により行うものであること。	ウ 既存添加物名簿（平成８年厚生省告示第120号。以下「名簿」という。）に掲げる添加物（以下「既存添加物」という。）の物質名の表示は、名簿に掲げる名称又は別添１に掲げる品名（細分類の品名を含む。以下同じ。）により行うものであること。
エ～キ （略）	エ～キ （略）
②、③ （略）	②、③ （略）
(2)、(3) （略）	(2)、(3) （略）
別紙１～３ （略）	別紙１～３ （略）

別紙 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1 ～ 6 （略）

7 香料

（１）、（２） （略）

（３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

（略）

イソ吉草酸エチル

イソキノリン

イソチオシアネート類

（略）

ピロリジン

ピロール

フェニル酢酸イソアミル

（略）

8 ～ 1 5 （略）

別紙 5 （略）

別添 1 ～ 3 （略）

別紙 4

各一括名の定義及びその添加物の範囲

1 ～ 6 （略）

7 香料

（１）、（２） （略）

（３） 添加物の範囲 以下の添加物を香料としての目的で使用する場合。

（略）

イソ吉草酸エチル

イソチオシアネート類

（略）

ピロリジン

フェニル酢酸イソアミル

（略）

8 ～ 1 5 （略）

別紙 5 （略）

別添 1 ～ 3 （略）